

令和6年7月24日から
令和6年7月24日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和6年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（7月24日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第13号 専決処分した事件の承認について	5
議案第43号 釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	7
議案第44号 令和6年度標茶町一般会計補正予算	17
閉議の宣告	20
閉会の宣告	20

令和6年第3回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年7月24日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第13号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第43号 釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第44号 令和6年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君 |
| 9番 松下 哲也 君 | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|----------|
| 町 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |
| 総務課 長 | 長野 大介 君 |
| 企画財政課 長 | 齊藤 正行 君 |
| 税務課 長 | 石黒 敬一郎 君 |
| 管理課 長 | 山崎 浩樹 君 |
| 保健福祉課 長 | 浅野 隆生 君 |
| 農林課 長 兼 | 村山 尚 君 |
| 農委事務局 長 | |
| 観光商工課 長 | 三船 英之 君 |

教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和6年標茶町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

10番・渡邊君、 1番・深見君、 2番・櫻井君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります、釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、また、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金支給事業、及び釧路湿原かや沼観光宿泊施設のグランドオープンに係る費用等を盛り込んだ令和6年度一般会計補正予算について、そのご審議と議決をいただきたく

本臨時会を招集したものであります。

続きまして、令和6年第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じますが、なお、次の4点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

報告する案件は、令和6年1月5日に発生しました交通事故に伴う損害賠償についてです。

当該事故は、さきの第1回臨時会及び第2回定例会において報告したとおり、公務のため運転中、当方車が対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突し、損傷を生じさせたものです。

事故当時の路面清掃費などについて、道路管理者である北海道から請求があり、7月16日付けで専決処分をさせていただきましたので報告いたします。

2点目は合宿誘致についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、平成30年度を最後に途絶えておりました実業団チームが、本町を訪れ合宿を行いましたので報告申し上げます。合宿を行ったのはデンソー女子陸上長距離部の監督・選手他12名であります。監督は以前から本町を訪れ、本町の環境を大変評価していただいております。今回の合宿地に決めて頂いたと伺っているところであります。

7月4日に標茶入りし、7月9日にはさわやかランニング教室が開催され、町内の小中高生に指導を行い交流を深めるなど、本町が目指す、合宿にあわせて地元と交流する形が再開され始めたことに対し、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力のお陰と感謝申し上げます。

今後も実業団チーム、あるいは大学生の合宿も行われるとの連絡もいただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、6月29日に鈴木直道北海道知事が、本町の阿歴内の釧路セントラル牧場を視察されましたのでご報告申し上げます。

知事が本町を訪れるのは、令和4年5月の標茶高校への訪問、そして令和5年8月の釧路湿原ノロッコ号の乗車のための来町以来であり、今回は道内各地の地域住民らと交流する取り組み「なおみちカフェ」の一環として来庁されました。

当日は、釧路セントラル牧場にて、引退した乗用馬の受入れ状況を視察したほか、本町

が推進する「馬を核とした地域づくり」事業について、さらにはホーストレッキング観光の推進などについて、事業者など関係者とともに意見交換を実施したところです。

知事からは、「競走馬のふるさとである北海道に、安心して戻ってこられる場所があり、そこでも応援してもらえる。そしてこの事業が、ふるさと納税で機能しているのは模範的な取り組み」と評価いただいたところでもあります。

今後とも、関係団体、あるいは町内の事業者、そしてふるさと納税として応援いただいている方々と連携し、「馬を核とした地域づくり」事業を推進していくこととしておりますのでご理解願います。

4点目は、釧路湿原かや沼観光宿泊施設「ぼん・ぼんゆ」のグランドオープンについてご報告申し上げます。

本施設につきましては、令和元年度に基本計画、令和2年度に実施設計を行い、令和3年度から建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、外構工事、新設排水路工事、指定管理者の選定を行い、開業に向けて諸準備を進めてきたところではありますが、この度、9月30日（月）15時にグランドオープンすることに決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

グランドオープンに先立ち、8月25日に町民を対象とした内覧会、8月28日から9月23日まではプレオープンとして特別価格での日帰り入浴を実施いたします。

さらに、グランドオープン後にはなりますが、町民の皆様及びふるさと納税企業版「釧路湿原国立公園茅沼地区観光宿泊施設エリア上質化事業」に寄付して下さった企業の方を対象として、対象者に限りはありますが、宿泊体験会を実施する予定としております。

また、グランドオープン当日には、来賓及び関係者をお招きしまして、記念式典を開催したいと考えております。

後ほど、記念式典及び宿泊体験会関連の補正予算を上程させていただきますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

以上で、今臨時会にあたっての提案理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第13号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第 13 号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和 5 年 12 月 22 日に発生した自動車事故についての専決処分でございます。

当該事故は、開運橋と堤防の交差点におきまして当方車両と相手方車両が接触したものです。

相手方車両の損害につきまして、7 月 16 日付けで専決処分をさせていただき、同日示談が成立いたしました。

なお、安全運転についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の 1 ページと、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

報告第 13 号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

令和 5 年 12 月 22 日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

- 1 損害賠償額 32 万 6,646 円
- 2 相手方 川上郡標茶町字雷別 111 番地 4
株式会社 K I
代表取締役 木並 伸一

専決処分日は令和 6 年 7 月 16 日です。

資料にまいります。

令和 5 年 12 月 22 日午後 5 時 8 分頃、当方が旭町側の鉏路川堤防から道道中標津標茶線の開運橋方面に進入しようとしたところ、道道を標茶駅方面に向け走行していた相手方車両に気付くのが遅れ、侵入し接触したものであります。

過失割合については、双方協議により、町 90%、相手方 10%となりました。

以上で、報告第 13 号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議はないものと認めます。

よって報告第 13 号は承認されました。

◎議案第 43 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 5。議案第 43 号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第 43 号の「釧路湿原かや沼観光宿泊施設 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例第 9 条において、「管理運営を指定管理者に行わせた場合には、利用料金は、地方自治法施行令第 244 条の 2 第 9 項の規定により、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるもの」となっております。

この度の改正におきましては、「宿泊料の上限額」を別表第 1 として、「入浴料の上限額」を別表第 2 として改正したいというものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案 3 ページをご覧ください。

また、議案説明資料 2 ページから 4 ページは「新旧対照表」となっておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

議案第 43 号「釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページへまいります。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例(平成 11 年標茶町条例第 19 号)の一部を次のように改正するというものでございます。

別表第 1 では、夕食、朝食といった食事料金、標茶町税条例に規定している入湯税を含まない、いわゆる部屋代を宿泊料の上限額として規定し、別表第 2 では、税条例に規定する入湯税を含まない日帰り入浴料の上限額を規定するものであります。

条文にまいります。

第9条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表第1（第9条関係）、宿泊料（上限額）、区分、上限額、宿泊料、単位、1泊1名につき、金額、**25,350**円。

備考といたしまして、第1項、宿泊料には食事料を含まないものとする。

第2項宿泊料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

第3項入湯税は、標茶町税条例（昭和25年標茶町条令第65号）の規定によるものとする。

次ページへまいります。

別表第2（第9条関係）、入浴料（上限額）、町民・大人、1人1回につき、**650**円。町民・小学生、1人1回につき、**300**円。町民以外・大人、1人1回につき、**950**円。町民以外・小学生、1人1回につき、**500**円。

摘要としまして、宿泊を伴わない場合、となっております。

備考といたしまして、第1項、大人とは、中学生以上の者をいう。

第2項、小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。

第3項、入湯税は、標茶町税条例の規定によるものとする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第43号の提案趣旨及び内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、条例について、こうやってでていっているのですが、6月の定例会において、一般質問その他で回答としては、町民においては700円、それから町民外については1,000円、ということがございましたよね。それが今、提案されているところにおいては、急遽650円、そして町民以外については950円、こういう提案がなされたわけですが、6月6日の定例会となぜこのように変わっていったのか、その経緯をちょっとお知らせ願いたい。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

これまでは料金に入湯税を含んだ金額として、700円、1,000円としてご説明申し上げていたのですが、入湯税が小学校就学前の者、それから義務教育の者については、入湯税がかからないということになっておりまして、これまで説明申し上げておりました中学生以上については、中学生は入湯税がかかりませんので、その分50円差し引きまして、

大人については 650 円とさせていただきます。

実際の入浴料金につきましては、券売機で販売になるのですけれども、小学生、中学生、それから高校生の 3 段階で町民につきましては、小学生 300 円、中学生につきましては 650 円、それから大人・高校生以上につきましては 700 円として表示させていただいて販売するというごさいますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） 入湯税がかからないということで 650 円、安くなるということは町民にとってはいいことだと思うのですが、宿泊料の関係なのですから、この提案からいいますと、旧条例では資料を見ますと料金がこのようになっておまして、そして次に団体利用の場合の料金、もしくは付属施設等の料金等々が、旧条例と違いますか、今の条例では書かれておりますけれども、この今言った団体利用の場合と、あるいは付属施設料金の場合というのをこれからはなくなるという解釈でよろしいのでしょうか。それがまず一つ。

それから、付属施設の料金ということで、当時の内容で付属施設とは何だったのか。例えば、私が知り得ているものは、ゴーカートだとか、それからパークゴルフ場だとか、焼肉のところだとかそういうものがありましたけれども、これからの新しい条例になると、この場合は全部なくなるという理解をすればいいのでしょうか。

それともう一つ。条例で前回改正されまして、名称がかや沼観光宿泊施設という条例で、第 1 条の設置目的は、「この条例は町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため、この施設を設置する」というふうに条例ではなっている。ですから、地域観光というのは理解できます。

しかし、前段の「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供する」となっておりますけれども、町民は、例えば協議会での説明でも焼肉コーナーはなくなる、パークゴルフ場もなくなる、ゴーカートまでは、話はしていませんでしたけれども、そのような説明がありました。そうすると、町民のこの目的でいう「町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供する」というこの条例はどのように解釈すればいいのでしょうか。町民にはこの場所の提供はなくなるのでしょうか。その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、団体利用の場合の料金についてですけども、今回条例で提案させていただいておりますが、宿泊料のあくまで上限額でございます。今後、指定管理者の方で各宿泊料金の設定ですとか、あとアクティビティとセットにしたものとか、そういう細かいところの設定がこれが宿泊料金の上限ですので、この中でそれらが設定されると理解しております。

団体利用の場合につきましても、これはまだ指定管理者の方から説明は受けていませんが、この上限額の中で、もしかしたら設定されるかもしれないですけども、現段階では

そういう説明は受けていないというところでございます。

それから附属施設でございますが、議員おっしゃるとおり、以前はゴーカート場ですとか、テニスコート場ですとか、パークゴルフ場ですとかありましたけれども、現在は、これからはそれらの施設について自体、現状考えておりません。

辞めた理由ですけれども、私が来てからパークゴルフ場、それから焼肉コーナーはあったのですが、利用実態があまり思わしくないということなのですよ。ですので、これについては、辞めさせていただいていただきたいと考えておりますので、今後につきましては、何もやらないかということではなくて、今、指定管理者の方と一緒に、パークゴルフ場跡地を何か違う利用形態でできないだろうかという相談はずっとさせていただいております。

それから、自然情報館の前にあるログハウス、以前にも質問を受けたんですけれども、これにつきましては、あそこで馬、引き馬、もしくは乗馬、そういうものをやりたいのだということで環境省さんには色々相談してまして、今のところ前向きに回答いただいておりますので、今後そういった施設にさせていただきたいと考えております。

あと、「町民の健全な保養とレクリエーションの場」ということで、今、申し上げましたようにこれまでゴーカート場とかありましたけれども、それについては、町民だけではなくて町外の方もご利用されていたかと思うのです。同じように、今後パークゴルフ場の跡地ですとか、ログハウスの跡地利用ですとか、そういう面で町民の方にも一緒にご利用していただければいいかなと担当課としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） では、この条例の目的はそのままにして、これから先にレクリエーションといういろいろな保養の場を考えていくという理解でいいのですか。まず一つ。

それから、団体の利用料金についても全てこれからなのですね。今、伺っていますと、私が質問した団体利用の場合、あるいは附属施設の利用料金等々、何も決まっていないですよ。それでもオープンするのですか。

それと町民の……今のお話ですと、今までのなくなる、それは結局これから先、今言った引き馬とか、そういうのを考えたいということなのですよけれども、ではオープンにあたっては町民に対して、どうやってこの目的に達成するのに説明をしていけばよろしいのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

団体料金は今後考えていくべきなのかということですが、利用料金につきましては、あくまでも指定管理者さんのほうから提案をいただいて、町長に提出していただいて、申請していただくという行為になりますので、まずは、この条例で上限額を決めていただいて、それから細かい料金設定になっていくというふうに理解しております。ですので、今

現在決まっておりますが、オープンまでには、指定管理者のほうで細かい料金設定、更に出てくるものと理解しているところでございます。

あと、レクリエーションの場につきましては、現状はお風呂と宿泊施設のみですけれども、指定管理者のほうからは、おそらく全員協議会のほうでも説明させていただいたかと思うのですが、いろいろなイベントを開催したいと。それを通して、町民の方と一緒に交流を深めていきたいということではお話を聞いていますので、施設的には、今、お風呂と宿泊施設のみですけれども、今後いろんな展開がされていくのだと理解しているところですので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいまの観光商工課長の説明に少し補足をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、鈴木議員から料金が安くなるなら町民にとってはいいことだということだったのですが、今回提案させていただいております別表の金額については、これまで説明をさせていただいております金額をどういうふうにするに他の消費税の関係、それから町税条例の中の入湯税の扱い、そこに明確に記述がされているものですから、そこ不整合が生じないように、金額を変えながら表現をさせてもらっているところで、これまでご説明させてもらっている金額には変わりはないということで、そこはご理解いただきたいと思います。

それから、何も決まっていなくてオープンするのかなというような、そのような発言があったと思うのですが、まず町民の皆さん、あるいは外の方からも一日も早いオープンをということを言われておりまして、そこを目指していろいろありましたけれども、準備を進めてまいりました。現状の施設を運営する上での支障になる案件については、だいたい処理ができて、それで今回指定管理者との協議も進んで、料金体系も見えてきたというところで、逆に言うところの段階で条例改正をさせていただかないと、早いオープンができないというところでもありますし、現状ある中で動かしていくという中で、必要なものについては、決めさせてもらった上で説明あるいは提案させてもらっているというつもりでありますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

なお、意見あるいは考え方の違いがあるということについては、質疑あるいは応答の中でそれを埋めなくてはいけないのかなと考えているところであります。

それから、レクリエーションの関係も、当初の憩の家かや沼も、最初は建物がオープンし、それから外のいわゆるレジャー施設ができたりとか、テニスコートを作ったりとかということにして拡充していったのですけれども、先ほど課長からも説明のあったとおり、利用実態、それから施設の老朽具合等を見ながら整理をしてきたというところで、今、施設そのものはコンパクトにですね、建物というところなのですが、これまでもずっと皆さんと一緒に言ってきていることは、釧路湿原、国立公園唯一の宿泊・温泉施設でありまして、憩の家のオープン当初も温泉宿泊施設というところで進んできているというところでもありますし、元より、第1条の目的については町民のための施設、そこに経営の安

定を図るためのいろいろなプラスアルファを加えてきているというところでありまして、条例目的を変えるとということについては、私どもは当初から考えておらず、目的に合致した施設だというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 詳しく説明いただきまして、なるほどなと思ひながら、何も決まっていないうのは、わたくしの言葉の使い方の間違いでしたので、訂正をさせていただきますなと思ひます。これから、とにかく一日も早いオープンをとということですから、その辺は私も同じ考え方ですし、ぜひ、この第1条の目的に沿った施設に、町民の施設になれるようにご努力をいただきたいなと思ひます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） いろいろ説明がありましたが、私は条例改正にあたって、一番の料金についてはそういう形で進めていきたいということで、これ最低の宿泊料プラス食代・朝食代入ると、結構2万円超える――最低でも2万円を超えるかなという気がするのですが、それでも料金は料金ですからいいとしても、今、鈴木議員が質問したことについて2番目と3番目、これが結局削除されているわけですよ。これすごく重たいものがあると。これが残っていて、今言ったように様々なことを考えていくというのであれば分かるのだけど、削除するわけですから。そういう意味では、ちょっといろいろ担当課長のほうからも説明ありましたが、厳しいものが今後あるのではないかと。経営上の問題でそれに左右されるというか、そういうふうに思ふのですが、その削除するということの重みは私があるのではないかと思ふのですが、それはどうなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。今、議員から備考の2項3項の削除の重みということでご質疑を受けたわけなのですけれども、先ほど課長のほうからお答えしたとおり、現状3項の附属施設については、この条例があつた時の物がもう残っていない状況なので、現状の運営に合わせた形での改正というふうに考えているところであります。重い、軽い、ということではなくて、実際のこれを残していくとでは逆に附属施設はなんなのだという話になってしまいかねない。

それから、団体については、指定管理者と今回は上限料金を決める中で、運営してもらふということに進んでいるわけですけれども、団体料金の項目を残すと団体料金はなんなのだというふうになりかねないということで、誤解を招かない意味でも現状に即した形で適切な形にするという目的で削除しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 三セクで運営していた時は、焼肉コーナーとかパークゴルフ場が附属施設だったのではないかと思つていたのですが、それは違ふのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

従前は議員おっしゃるとおり、焼肉コーナーもパークゴルフ場も附属施設として運営されておりました。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） これで終わりますけれども、だからそういう意味では、私は重たいのではないのかなと思ったのですが。この附属施設というのは、少なくとも第1条にあるような町民の本当に憩いの場を含めた内容で存在していたわけで、儲からないからということであれば、これは民間の指定管理者の考え方なのだろうけど。これについては、今後相談していくということなのですけども、私やっぱりこの条項を、項目を消す、第9条関係の備考ではありますけれども、ここを消すということは重たいなと思っていたのですけれども。答弁しなければならないでいいですけども。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

旧パークゴルフ場の跡地ですとか、先ほど言いました引き馬のところは、担当課としましては、指定管理者の自主事業の中でやっていただきたいと考えているところがございます。町として施設、あれ以上今のところ整備して、ということは現状考えておりませんが、馬、ログハウスのところを馬小屋として使うのであれば、多少の施設改修は必要になると思うのですけれども、あくまでも自主事業の一環としてあの場所を使っていきたいと考えているのは担当課の考えでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかに質問ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 健全な保養であるとか、レクリエーションというのも目的にできている施設ですけども、今の担当課のご答弁、第9条の別表の関係で言うと、指定管理を受けた企業としての私活動として、例えば廃止したものをどうするかということなのだ、ということなのですけども、とは言いながらログハウスは残っていて、それは乗馬施設として使うかもしれないわけですよ。それにも関わらず、関連の条例は削除されている。これ矛盾しないのかどうかということが一点。

それと、企業の私活動としてそういったレクリエーションであるとか、保養、宿泊、入浴以外の部分を考えていただくのだということだと思っておりますけれども、町としては何を、どう考えているのか。単純にお任せするというだけなのか。町としては、どういった考えをこの先持っているのか、ということ。要するに、この施設がなんであるのかということの一丁目一番地が、町民の健全な保養とかレクリエーションの提供ということがあるわけですから、町としての考え方が、今回の第9条の改正の考え方では、全く見えなくなりますよね。そこのところ、指定管理者がどう考えるか、ということも大事だけど、では町としてはどう考えているのかということで、大事だと思えますよ。

それと、利用頻度が低いものに関して、今、廃止してきているし、その実態に合わせて削除しているのだけれども、儲かる、儲からない、というだけで言うとうどうですか。指定管理料を払って運営する施設なのです。そもそも儲かってないですよ。そのこのところと矛盾しないかどうか、そういう切り捨てていくという考え方ですか。

あと最後に、第9条の別表の4「営利を目的とする場合の料金」という設定がありますけれども、これは例えば町内の業者さんが物販等の催事を行うということは、削除するということはこれは認めない、ということなのでしょうか。それから、施設の中で営業したいというものも、指定管理者がおりますから、町としては町民がそこで商売したいということも認めないということなのでしょうか。

それと、そういう考え方に基づくと町内の業者が取り扱っている物品の委託販売も行わないということなのでしょうか。ちょっと何点かにわたってしまいましたけれども、基本的なまず町の考え方というのをお聞きしたいわけです。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず町としてどう考えているか、どう頑張っていくかという部分だと思うのですが、あくまで指定管理者にすべてお任せするというふうには考えておりませんので、一緒に考えて何ができるか、そのためには、どういう機関に働きかけていけばいいのかというところも含めて一緒に考えてやっていきたいということで、指定管理者さんとずっと話をしているところでございます。

それから、利用頻度が低いから削除したのかと言った話もあったのですが、実際に利用頻度自体がすごく低い状況でした。ですので、あれを直してもう一度使うのか、移設して使うのか、というところも私たち考えましたけれども、移設については、場所もございませんでしたし、移設するにしても高額な費用がかかるというところになっていましたので、焼肉コーナーについては廃止とさせていただいたところでございます。

それから、パークゴルフ場につきましても、利用頻度が低いということで年に、実際に数的には残ってないのですけれども、そこにいた方から聞いた話になりますけれども、年間そんなに利用している人がいなかったということでしたので、そこも廃止をさせていただくと考えていたところでございます。

それから、4番の営利目的の部分ですけれども、現状はあの施設の中でどこかのお店が来て販売をするということの想定はしてございません。ただし外ですね、ホテルの外の部分につきましても、何かしらのイベントを開催してそこに町内の企業の方にも参加いただいたりしながら、物販とかそういうものやっていきたいのだということをお聞きしておりますので、施設の中自体の営利営業というのは考えていないというところでご理解いただければと思います。

それから、町内企業の物品の委託販売につきましても、レストランとロビーの間で売店を設置する予定をしております。そこに置く商品につきましても、町内の商品を置くとい

うことで、これにつきましても管理者さんのほうと確認しておりますので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） これから指定管理される企業と打ち合わせて話し合っ、新たにやっていくものが出るということなのだと思うのですけれども、例えば、先ほど説明のあった引き馬とか乗馬とか考えたら、この条例を残しておかなくてもいいのですか。条例を残さないで一旦削除してしまったあとで、環境省でも許可を出してもよさそうなのでやはりやりますから、もう一回条例を設定するということになるのでしょうか。それが一点。

それと、先ほど来の説明の中で町民の保養とかレクリエーションという意味でいうと、現段階では入浴と宿泊です、ということをおっしゃられているのですが、そこにレストランが入らないのはなぜなのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

引き馬、乗馬につきましては指定管理者さんがやるのではなくて、町内のそういった事業者さんに参加していただいて、やっていただきたい、と考えているところですので、この条例からは外していただいているということでございます。

それから、レストランにつきましては、指定管理者さんの事業の中の一環と私どもは理解しておりますので、今後レストランは再開すると思うのですけれども、これを4番の営利目的という部分とは別なもの、というように理解しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） お答えいただいた分とちょっと違うのですけれども、要はレストランを町民が今までどおり利用できるようになるってことがどこにもこう表れていないのですね。町民が目と鼻の先のその温泉施設に宿泊するというのは、それは少ないのが当たり前で、入浴とレストラン利用だと思うのです。値段によりますけれどもね。それがレストランのことが今まで一言も……一言もではないですね、あまり出てこない。年度内はやらないということになっていて、その後どうなるのか。ここを町民の受ける恩恵というか、そのサービスという点では、随分重要なところではないかと思うのですが、それははっきりしていないのではないですか、ということです。

それとそのログハウスで乗馬とか引き馬のことですが、指定管理者でも町でもなく、要するに町内の民間業者さんが来てそこでやるのだということであれば、施設内で民間業者の営業は考えていないから料金表をなくしたのですよね。でも、これ外は敷地ですよ。そこでなにか営業する分に、このルールがなくていいのですかということをお聞きしているのです。なくしてしまっ、環境省で確約が取れてからもう一回条例を変えるのですか、ということをお聞きしたのでした。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

レストランの営業につきましては、全員協議会のところでもお話をさせていただいたのですが、今年度については、運営基盤構築に注力をさせていただきたいということで伺っており、今後につきましては、時期が現段階でお示しできないと聞いておりますので、そこはご理解いただければと思います。人員体制とかお客様入込状況を加味しながら、いつからどのようなことができるか判断していきたいということを指定管理者さんから伺っている話でございます。

それから、ログハウスの関係、民間事業者さんの営業というところで、残さなくていいのかというご質問ですけれども、現段階で今できるかできないかというはっきりした回答はまだ得られていないのですね。前向きな回答は得られているのですが、できるかどうかまではいっていないというところで、ここにつきましては、今後の課題といたしますか、検討させていただければと思いますが、まずは現状の施設利用の形態に合わせた条例改正をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 先ほどちょっと聞き忘れたのですが……

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 先ほどの類瀬議員のご質問の関係なのですけれども、この条例が、まず観光宿泊施設の設置管理の条例というところで、例えば、キャンプ場のところも包含してイメージされているのかなと思った時には、そこはちょっと違うのかなと。それで営利目的の料金の設定というのは、町内のトレーニングセンターですとか、そういった施設の室内で展示会等を行って営業をするというところで、町内の事業者に利便性を与えるというか、そういった機会を与えることを誘導するために設定をしたというような経緯があった記憶があります。他の料金よりかは安い金額で貸すことができるという規定を設けたという記憶があります。その部分で言うと、現状の建物、施設の中では、指定管理者との協議の中では、それについては想定していないというところで、今回は削除させてもらった。先ほど深見議員の質問とも共通するのですけれども、運用開始にあたって実情に即した形で整理をするということを考えさせてもらっております。

この先、例えば料金が必要な、料金を取らなければいけない事態になった時にはどうするのだというご心配だと思うのですけれども、そういうことが見えてきたときには、お手数おかけしますが、条例改正でという形で提案をするという形をとろうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論ございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

深見君。

○1番(深見 迪君) 鉏路湿原かや沼観光宿泊施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

討論にあたって、これまでかなり議論をしてきましたので、簡潔に行いたいと思います。今までの議論を振り返ってみますと、恒久化とかそういったところでなくて、今あるものを良くして提供するというところでは、住民の皆さんのニーズに背いたものではないと考えている。これは、以前副町長が説明された内容であります。そして、町長は質問に対し、町民の皆さんが利用の中心は温泉の利用、それから宴会場の利用、そしてレストランの利用、外の焼肉を含めての利用が中心です。これらについては、全て今の計画の中には取入れをしながら計画をしております。町民の皆さんのこれまで使っていた形態について、一定程度の確保をしていきたい。と答弁していました。

指定管理者が変わったとはいえ、今回の条例一部改正では上限額が10,000円から25,350円となり、また加筆が削除されるなど、町が目指していたもの、町民が願っていたこととは大きく離れていったと思います。

付け加えれば、町長は利用客の95%が町外で、町民の利用は5%であることをしばしば答弁の中で強調していましたが、実際は今までの憩の家の活用について言えば、町民の方々が研修会、同窓会等々、町民が町外の人たちを誘って自らも宿泊するといった憩の家を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきたいと思います。以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長(菊地誠道君) ほかに討論ございませんか。

なければ本案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

議案第43号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) よろしいです。

起立多数であります。

よって議案第 43 号は原案可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 6。議案第 44 号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第 44 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算第 3 号であります。

国からの低所得者支援対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金支給事業に要する経費、また釧路湿原かや沼観光宿泊施設のグランドオープンや宿泊体験会に係る経費などとして、歳入歳出それぞれ 6,565 万 6,000 円を追加し、総額を 116 億 4,532 万 6,000 円としたいというものでございます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度標茶町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,565 万 6,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116 億 4,532 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9 ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 44 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

質疑は歳入、歳出に分け、歳出は款ごとに行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出 3 款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、6 款農林水産業費について質疑を許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） この18節の127万2,000円の金額の内容をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

こちらの安定推進事業のほうなのですが、町内の苗木生産者が二酸化炭素の固定能力が高いクリーンラーチ、コンテナ苗木の安定的な生産に向けて、この道補助事業を活用し、ハウス2棟を整備するものでございます。こちらの事業、道の間接補助事業になっておりまして、補助率が2分の1。その2分の1の金額が127万2,000円となっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 旅費の関係ですけれども、特別旅費で60万6,000円なのですが、これ何人分ですか。グランドオープンにかかる旅費だと思うのですが。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

5人分を想定してございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 10節需用費の食糧費ですが、この内容について教えてください。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

記念式典における会食の費用でございまして、現状60名分、1人あたり6,000円と考
えてございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） すいません、一遍に聞けばいいのか。11節役務費ですけれども、この広告料について内容を教えてください。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

北海道新聞さんの全道版カラー全15段分、それから釧路新聞さん1ページ全面広告、それからライフという、釧路市内で無料配布されている冊子になりますが、こちらへの掲載料になります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
深見君。

○1番(深見 迪君) この歳入の9款1項1目の定額減税減収補てん特例交付金 2,798万8,000円とあるのですが、この歳出のほうの給付金の差額は町持ち出しになるのでしょうか。どういうことなのでしょう。

○議長(菊地誠道君) 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君) 9款1項1目の地方特例交付金の2,798万8,000円、この上に三角で同じ数字のマイナプラスが違いますけど、この分の穴埋めが下の特例交付金で、歳出の民生系の社会福祉総務費で付けた5,654万8,000円の財源は、7ページの一番上に書かれています、低所得者支援対応重点支援地域創成臨時交付金ですので、一般財源の持ち出しというのは、社会福祉総務費の財源構成の内訳の中でも明示していますが、基本的にこの事業は国道支出が100%という財源構成となっていますから、歳入は14款2項2目の中で、補助金の中で明示している金額を充当するというごことをご理解いただければと思います。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。
これより議案第44号を採決いたします。
議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第44号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和6年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午前11時11分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 10番 渡邊定之

署名議員 1番 深見迪

署名議員 2番 櫻井一隆